

公益社団法人民間総合調停センター特定費用準備資金等取扱規則

令和3・1・14 施行

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人民間総合調停センター（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特定費用準備資金の保有)

第2条 この法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるため、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第3条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとにその資金の名称、内容、計画期間、積立額を理事会に提示し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項場合において、理事会は、次の要件を満たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取り崩し等)

第4条 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 特定費用準備資金をその資金の目的である支出に充てる場合には、理事長は、収支予算書作成時に取り崩し額を計上して理事会に付議し、その承認を得なければならない。

3 特定費用準備資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

4 前項にかかわらず、目的外に取り崩しを行う場合には、理事長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止、積立額の変更についても同様とする。

(特定資産取得・改良資金の保有)

第5条 この法人は、特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第6条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第7条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金等の公表)

第8条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要最低額及びその算定根拠を、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(特定費用準備資金等の経理処理)

- 第9条 特定費用準備資金は、認定法施行規則第18条に基づき、経理処理を行う。
- 2 特定資産取得・改良資金については、認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

(公表)

第10条 この規則は、ホームページにより公表する。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則 (令和3年1月14日 制定)

この規則は、令和3年1月14日より施行する。